平成２８年（フ）第１４６号
群馬県前橋市下細井町498番地１　ＧＢⅡ203号、開始決定時の住所群馬県前橋市笂井町866番地１
破産者　須田　浩史
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９８号
群馬県高崎市棟高町594番地１
破産者　土谷　　正
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１４７号
群馬県高崎市並榎町503番地４、住民票上の住所群馬県高崎市井野町49番地６　県住Ｄ棟179号
破産者　上地　正義
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５６８号
埼玉県川越市大字管間464番地９、開始決定時の住所埼玉県川越市大字今福2905番地５
破産者　荻田　文彦
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５３０号
静岡市葵区川合１丁目３番15―105号、旧住所静岡市葵区大鋸町４番地の３　天理教愛日分教会
破産者　吉田　輝江
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９２号
名古屋市守山区白山２丁目1001番地の１　アンジェロハウスＢ棟202号
破産者　品田　百菜
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５５３号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西屋敷2692番地の１　アンベリール　ヴィレッジ103号
破産者　紺谷　　亮
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５５号
愛知県春日井市中央通２丁目88番地　ソレアード・ピソ101号、従前の住所神戸市兵庫区笠松通６丁目４番７―103号
破産者　竹中　　烈（旧姓井上）
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８１６号
愛知県常滑市明和町３丁目48番地
破産者　藤井　信郎
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８３３号
名古屋市名東区平和が丘４丁目275番地　藤和マンション101号
破産者　濱　　重幸
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９４８号
名古屋市守山区守山２丁目６番18号―１
破産者　加茂下次昭
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４６号
神戸市中央区山本通４丁目24番３号　山本住宅203号
破産者　藤川　治子
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３３号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目７番17―401号
破産者　飯笹　順一
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７８号
広島県東広島市八本松町原8856番地６
破産者　寺岡　義展
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８０号
広島県東広島市八本松町原8856番地６
破産者　寺岡ヒサヱ
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６２号
徳島県徳島市南沖洲１丁目４番６号
破産者　マサプランニングオフィスこと　田中　勝
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４５号
（開始決定時の住民票上の住所）大分市下郡南５丁目16番20号
破産者　船渡　美紀
１　決定年月日　平成29年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７８号
北海道帯広市東５条南17丁目２番地１　イーストシンセイ306号室
破産者　佐々木あゆみ
１　決定年月日　平成29年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係